

市税条例改正事項一覧（専決分）

「地方税法等の一部を改正する法律」等 【平成30年3月31日公布 平成30年4月1日施行】

条文		改正内容
本則	第20条 年当たりの割合の基礎となる日数	文言修正、引用条文の変更
	第36条の2 市民税の申告	文言修正、引用条文の変更
	第47条の5 年金所得に係る仮特別徴収税額等	文言修正、引用条文の変更
	第48条 法人の市民税の申告納付	租税特別措置法第66条の7及び第68条の91並びに同法第66条の9の3及び第68条の93の3の規定を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除することについて規定等
	第52条 法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金	納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することについて規定等
	第54条 固定資産税の納税義務者等	引用条文の変更
附則	第2条の2 延滞金の割合等の特例	文言修正、引用条文の変更
	第2条の2の2 納期限の延長に係る延滞金の特例	文言修正、引用条文の変更
	第7条の2 法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合	法律改正にあわせて改正 ※裏面記載のとおり 条例の項ズレによる改正
	第7条の3 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告	【新設】 バリアフリー改修が行われた劇場等に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について規定等
	第8条 宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例	【継続】 平成27年度～平成29年度→平成30年度～平成32年度
	第9条 農地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例	【継続】 平成27年度～平成29年度→平成30年度～平成32年度
	第10条 土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義	【継続】 平成27年度～平成29年度→平成30年度～平成32年度
	第10条の2 平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例	文言修正、引用条文の変更
	第12条 特別土地保有税の課税の特例	文言修正、引用条文の変更

固定資産税の課税標準の特例措置(わがまち特例)の見直し

導入年度	項 目		具体的な施設など	特例率		附則第7条の2	
				改正前	改正後	改正前	改正後
平成24年度	特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例		透水性舗装、浸透ます、浸透トレンチ、貯留施設	2/3	3/4	第5項	第4項
平成26年度	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置	汚水又は廃液処理施設	水質汚濁防止法に規定される特定施設、指定地域特定施設	1/3	1/2	第1項	第1項
		土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設	フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置	1/2	削除	第3項	削除
平成27年度	津波避難施設等に係る課税標準の特例措置		津波避難ビル、津波避難タワー、高台等(協定部分)	1/2	1/2	第7項(家) 第8項(償)	第7項(家) 第8項(家) 第10項(償)
	" (分割)		" (指定部分)	—	2/3	—	第6項(家) 第9項(償)
平成28年度	再生可能エネルギー発電設備特例措置	太陽光発電設備	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する法律に規定する認定発電設備の対象外であって政府の補助を受けて取得した設備 1000kw未満(認定発電設備を除く)	2/3	2/3	第9項	第11項
		" (分割)	" 1,000kw以上	—	3/4	—	第14項
		水力発電設備	5,000kw未満	1/2	1/2	第10項	第15項
		" (分割)	5,000kw以上	—	2/3	—	第12項
		バイオマス発電設備	10,000kw未満	1/2	1/2	第11項	第16項
		" (分割)	10,000kw以上20,000kw未満	—	2/3	—	第13項